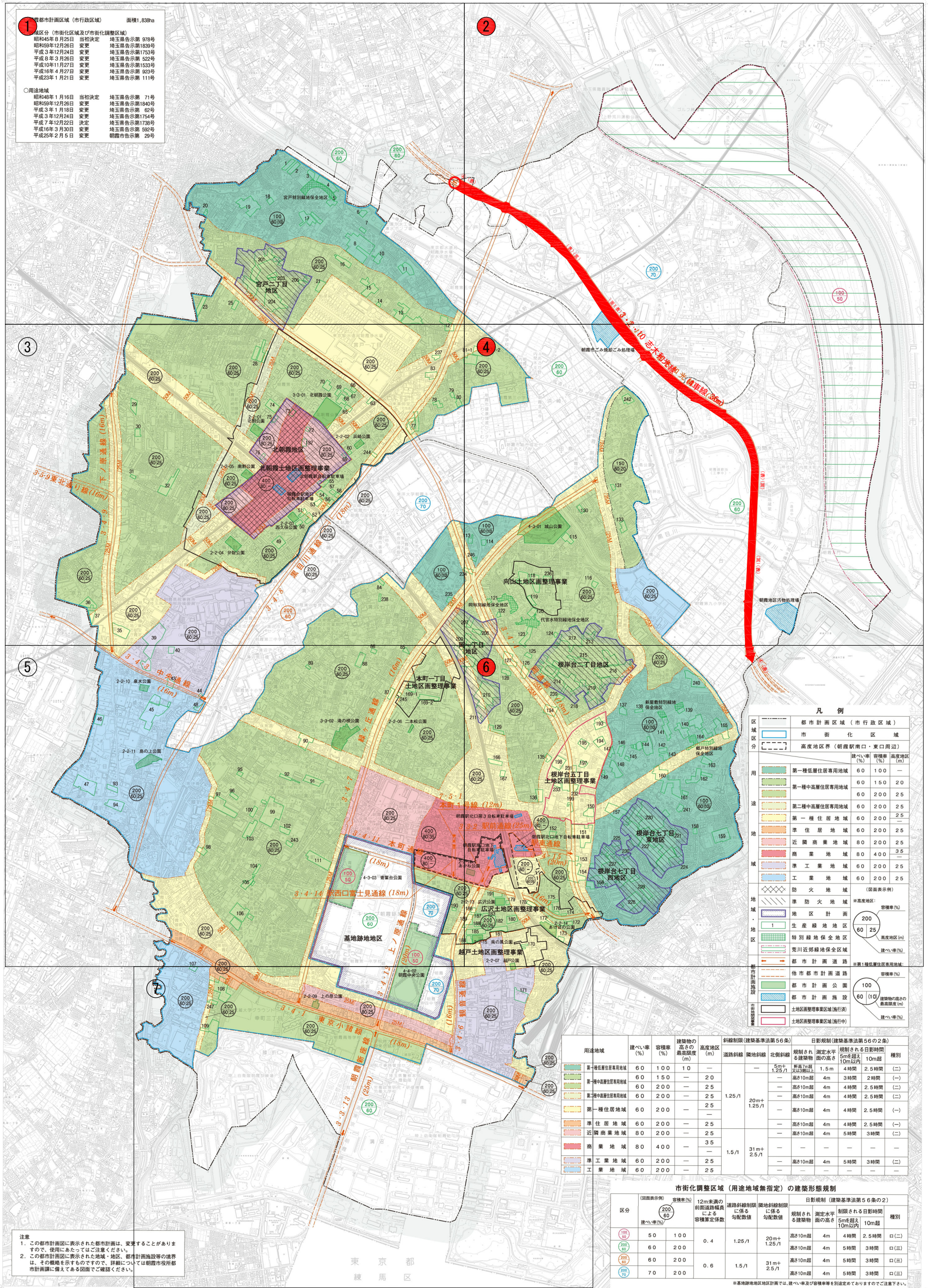


- 1** 都市計画区域 (市行政区域) 面積1,839ha
- 区域分 (市街化区域及び市街化調整区域)
- 昭和45年8月25日 当初決定 埼玉県告示第978号
  - 昭和59年12月26日 変更 埼玉県告示第1839号
  - 平成3年1月16日 変更 埼玉県告示第62号
  - 平成8年3月26日 変更 埼玉県告示第522号
  - 平成10年11月27日 変更 埼玉県告示第1533号
  - 平成16年4月27日 変更 埼玉県告示第923号
  - 平成23年1月21日 変更 朝霞市告示第111号
- 用途地域
- 昭和48年1月16日 当初決定 埼玉県告示第71号
  - 昭和59年12月26日 変更 埼玉県告示第1840号
  - 平成3年1月16日 変更 埼玉県告示第62号
  - 平成3年12月24日 変更 埼玉県告示第1754号
  - 平成7年12月22日 決定 埼玉県告示第1738号
  - 平成16年3月30日 変更 埼玉県告示第592号
  - 平成25年2月5日 変更 朝霞市告示第29号



**凡例**

区	都市計画区域 (市行政区域)
区域分	市街化区域
分	高度地区界 (朝霞駅南口・東口周辺)
用	第一種低層住居専用地域 建ぺい率(%) 容積率(%) 高度地区(m)
途	第一種中高層住居専用地域 60 100 1.0 1.0
地	第一種中高層住居専用地域 60 150 2.0 2.0
域	第二種中高層住居専用地域 60 200 2.5 2.5
地	第一種住居地域 60 200 2.5 2.5
域	準住居地域 60 200 2.5 2.5
地	近隣商業地域 80 200 2.5 2.5
域	商業地域 80 400 3.5 3.5
地	準工業地域 60 200 2.5 2.5
域	工業地域 60 200 2.5 2.5
地	防火地域 (図面表示例)
域	準防火地域
地区	地区計画 (管轄率(%) 200)
地区	1 生産緑地地区 (管轄率(%) 60 25)
地区	特別緑地保全地区 (管轄率(%) 200)
地区	荒川近郊緑地保全地区 (管轄率(%) 200)
都市計画道路	第一種低層住居専用地域 (管轄率(%) 100)
都市計画道路	他都市計画道路 (管轄率(%) 100)
都市計画公園	都市計画公園 (管轄率(%) 100)
都市計画施設	都市計画施設 (管轄率(%) 60 (10) 建築物の高さの最高限度(m) 建ぺい率(%) 容積率(%)
地区	土地区画整理事業区域(施行済)
地区	土地区画整理事業区域(施行中)

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	建築物の高さの最高限度(m)	高度地区(m)	斜線制限(建築基準法第56条)		日影規制(建築基準法第56条の2)		種類
					道路斜線	側地斜線	規制される建築物の高さ	規制される日影時間	
第一種低層住居専用地域	60	100	10	—	—	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	60	150	—	20	—	—	—	—	—
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	2.5	1.25/1	—	—	—	—
第一種住居地域	60	200	—	2.5	1.25/1	—	—	—	—
準住居地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—	—
近隣商業地域	80	200	—	2.5	—	—	—	—	—
商業地域	80	400	—	3.5	—	—	—	—	—
準工業地域	60	200	—	2.5	1.5/1	—	—	—	—
工業地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—	—

**市街化調整区域 (用途地域無指定) の建築形態規制**

区分	(図面表示例) 管轄率(%) 建ぺい率(%)	12m未満の前面道路幅員による容積算定係数	道路斜線制限に係る勾配数値	側地斜線制限に係る勾配数値	日影規制(建築基準法第56条の2)		種類
					規制される建築物の高さ	規制される日影時間	
100	50	100	0.4	1.25/1	20m+	高10m超 4m 4時間 2.5時間	口(二)
60	60	200	0.4	1.25/1	20m+	高10m超 4m 5時間 3時間	口(三)
60	60	200	0.6	1.5/1	31m+	高10m超 4m 5時間 3時間	口(三)
70	70	200	0.6	1.5/1	31m+	高10m超 4m 5時間 3時間	口(三)

※基地跡地地区計画では、建ぺい率及び容積率等を別途定めておりますのでご注意ください。

注意

- この都市計画図に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。
- この都市計画図に表示された地域、地区、都市計画施設等の境界は、その概略を示すものであり、詳細については朝霞市役所都市計画課に備えてある図面でご確認ください。

東京都  
練馬区